

徳島市工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号。以下「規則」という。）第35条に規定する検査のうち、徳島市（地方公営企業を除く。）で契約する工事（工事に関する調査、測量、設計等の業務委託契約を除く。以下「工事」という。）の適正な検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類及び意義は、次のとおりとする。

(1) しゅん工検査 工事の完成を確認するための検査

(2) 部分払検査 工事の完成前に、請負代金額の一部を支払う必要があるときの工事の既済部分を確認するための検査

(3) 中間検査 工事の施工過程において、施工状況の適否を確認するための検査

(4) 既済部分検査 工事請負契約を解除した場合、又は部分引渡しの指定部分に係る当該工事の既済部分を確認するための検査

2 前項第1号のしゅん工検査は、部分払検査又は中間検査において既に検査した部分を含めた工事全体について行うものとする。

(検査員)

第3条 前条第1項各号に掲げる検査を行う者（以下「検査員」という。）は、次条に定める検査実施依頼があったときは、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

2 市長は、工事請負契約に係る工事請負金額が300万円を超える工事（以下「基準額を超える工事」という。）に係る検査員について検査事務上、特に必要があると認めるときは、臨時に指名することができる。

3 工事請負契約に係る工事請負金額が300万円以下の工事（以下「基準額以下の工事」という。）に係る検査員は、工事の管理、監督を担当する課等の長（以下「工事主管課長」という。）が指名するものとする。

(検査実施依頼)

第4条 基準額を超える工事について、第2条第1項各号に掲げる検査が必要となったときは、工事主管課長は総括監督員、主任監督員又は現場監督員（以下「監督員」という。）による確認（下検査）のうえ、当該工事の検査について検査実施依頼書（様式第4号）及び工事成績表（様式第7号。しゅん工検査の場合に限る。）を作成し工事検査監に提出するものとする。

2 基準額以下の工事について、第2条第1項各号に掲げる検査の必要が生じたときは、受注者が当該工事の検査について検査請求書（様式第1号、様式第2号又は様式第3号）を工事主管課長に提出するものとする。

(検査の立会)

第5条 検査員は、工事の検査に当たって、次に挙げる者の立会のうえ検査しなければならない。

- (1) 当該工事主管課職員（監督員及び係長以上の職にある職員）
- (2) 受注者又は現場代理人
- (3) 専任の主任技術者又は監理技術者

2 検査員は、特殊な専門性や技術力が求められる工事において、当該工事の専門技術者の立会いを求めることができる。

（資料の提出による検査）

第6条 次の各号に掲げる工事施工部分の検査については、検査員は監督員から当該工事の施工状況を聞き、提出された記録、写真その他関係書類の審査によって行うことができる。

- (1) 工事完成後、外面から明視できないもの
- (2) 工事完成後、判定の困難なもの（除却部分、解体部分、仮設部分等）
- (3) 水中又は地下埋設のもの
- (4) 強度試験又は性能試験を必要とするもの

（諸帳簿等の提出等）

第7条 検査員は、検査にあたっては受注者に対し必要に応じ工事に関する諸帳簿、伝票等についても提出を求め、検査を行うことができるものとする。

（修補工事）

第8条 検査員は、検査の結果指摘箇所があったときは指摘事項を記載した修補指示書（様式第5号）により、受注者及び工事主管課長に修補工事の指示をしなければならない。ただし、軽微な事項については口頭によりこれを行うことができる。

2 検査員は、受注者及び工事主管課長から修補工事完了報告書（様式第6号）の提出があったときは、速やかに再検査を行わなければならない。この場合において、軽微なものについては、当該修補工事の完了写真その他の資料で再検査を行うことができる。

（基準額を超える工事の検査報告）

第9条 検査員は、基準額を超える工事について次の各号の検査を完了したときは当該各号に定める書類を作成し、市長に報告するものとする。

- (1) しゅん工検査 しゅん工検査復命書（様式第10号）及び工事成績表（様式第7号）並びに検査結果調書（様式第9号）
- (2) 部分払検査 部分払検査復命書（様式第10号）及び検査結果調書（様式第9号）
- (3) 既済部分検査 既済部分検査復命書（様式第10号）及び検査結果調書（様式第9号）

2 検査員は、基準額を超える工事について中間検査を完了したときは、検査結果調書（様式第9号）を作成し、市長に報告するものとする。

（基準額以下の検査報告）

第10条 検査員は、基準額以下の工事について、しゅん工検査復命書を作成し市長に報告するとともに、工事成績表（様式第14号）を作成し、工事検査監に提出するものとする。

（検査結果通知書の交付）

第11条 しゅん工検査及び既済部分検査の結果、合格と認めたものについては当該受注者に対し、検査結果通知書（様式第11号）を交付するものとする。

(工事成績の評定)

第12条 検査員及び監督員は、しゅん工検査により完成を確認した工事について、別に定める工事成績評定要領に基づき、その成績を評定しなければならない。

2 工事主管課長及び当該工事の予算を執行する課等の長(以下「事業主管課長」という。)は、前項の規定による評定の結果を工事の受注者に通知しなければならない。

(書類の整備)

第13条 工事主管課長は、次の各号に掲げる書類を整理しておかなければならない。

(1) 設計図書

(2) 出来形図

(3) 工事写真

(4) しゅん工写真(部分払又は既済部分検査の場合は、出来高部分又は既済部分写真とする)
(様式第13号)

(5) 施工計画書(別に定める「施工計画書の提出基準」による)

(6) 工程表

(7) 施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿の写し

(8) 工事材料、製品の品質、数量、規格又は性能等を証明する資料

(9) その他の関係書類

(適用除外工事)

第14条 この要綱の規定は、設計予定価格が200万円以下の工事については、適用しないことができる。

(特別の技術を要する工事等に関する特例)

第15条 特別の技術を要する工事、その他市長が別に定める工事の検査については、この要綱によらないことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、検査員の検査に関し必要な細目は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行前に契約している工事については、なお従前の例による。